

観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項

平成 31 年 4 月 1 日
文化庁長官決定
〔令和 2 年 4 月 17 日〕
〔令和 3 年 4 月 1 日〕
改正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 世界文化遺産

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とする。

(2) 日本遺産等

補助事業者は、日本遺産の構成文化財の所有者又は保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

(3) ユネスコ無形文化遺産

補助事業者は、地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会）等によって構成される協議会等とする。

(4) 地域文化遺産・地域計画等

補助事業者は、地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会又は文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び Destination Management/Marketing Organization(DMO) 等の民間団体等で構成する協議会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、(1) 又は(2) に加え(3) から(5) を全て満たす事業とし、その中の用語の明細は別紙 1 のとおりとする。なお、2. (4) の補助事業者で文化財保護法に基づき文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村や文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）に基づき、拠点計画又は地域計画の認定を受けた市町村（当該市町村が計画認定の申請者となっている場合に限る。）における事業については、優先採択等の措置を講じることができる。

(1) 情報コンテンツ作成事業

文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備

(2) 活用整備事業

文化財の活用に資する設備（内装を含む。）等整備及び広域文化観光に必要な施設整備（新築を除く。）。但し、2. (2) 日本遺産等及び文化財保存活用地域計画等に基づく(4) 地域文化遺産・地域計画等に限る。

(3) 前年度の観光振興事業費補助金交付要綱第 1 章第 2 条二に基づく指定市区町村又は日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する若しくはユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。

(4) 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについ

- ては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。
- (5) Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

- (1) 情報コンテンツ作成事業
(2) 活用整備事業

5. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の1／2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2／3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

① 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

② 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額

③ 協議会等に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

④ 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

⑤ 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は③を適用しない。

- (2) 2. (1)、(3) 及び単独の市区町村内で3・(1)のみを行う2. (4) の補助事業の補助金の上限額は、1,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

(3) (2) 以外の補助事業の補助金の上限額は、5,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

(別紙1)

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備 | ホームページ及びアプリ、パンフレット、映像資料の作成・発信、案内・解説設備の整備 等 |
| 文化財の活用に資する設備（内装を含む。）等整備及び広域文化観光に必要な施設整備（新築を除く。） | 便所等の設備等整備 等 (2.(4) 地域文化遺産・地域計画等の場合) 飲食・宿泊施設、観光案内所等への設備等整備 等 |

(別紙2)

| 名称 | 対象経費の区分 | 項 | 目 | 目の細分 | 説明 |
|---------------|---------------|------|--|---|--|
| 地域文化財総合活用推進事業 | ア 情報コンテンツ作成事業 | 事業費 | 給与 報酬 職員手当等 共済費 報償費 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 備品購入費 原材料費 需用費 給与 報酬 職員手当等 | 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 社会保険料 ○○保険料 講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 出演料 ○○謝金 普通旅費 費用弁償 費用弁償 会場借料 自動車等借上料 ○○借料 ○○損料 通信運搬費 現像焼付料 振込手数料 ○○委託費 請負費 備品購入費 ○○費 消耗品費 印刷製本費 時間外手当 | |
| | イ 活用整備事業 | 本工事費 | | | 危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む 振込手数料等 |

| | | | | |
|--|---------|--|---|-------------------|
| | | | 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 | |
| | 共済費 | | 社会保険料 ○○保険料 | 危険な作業を伴う等特別な場合に限る |
| | 報償費 | | ○○委員謝金 | |
| | 旅費 | | 普通旅費 特別旅費 費用弁償 | 会計年度任用職員を含む |
| | 使用料及び借料 | | 借料及び損料 ○○損料 | |
| | 役務費 | | 通信運搬費 手数料 振込手数料 | 振込手数料等 |
| | 委託費 | | 試験委託費 調査委託費 測量委託費 設計監理費 ○○委託費 | |
| | 工事請負費 | | 請負費 | |
| | 備品購入費 | | 備品購入費 | |
| | 原材料費 | | 工事材料費 | |
| | 需用費 | | 印刷製本費 消耗品費 燃料費 光熱水料 | |